

会費納入のお願い

◇1995年度会費を未納の会員はよろしくご協力をお願いいたします。

日本村落研究学会の〈会費細則〉は次のとおりです。「会員は会費として、毎年四月に次の金額を納めなければならない。会費 六〇〇〇円。ただし大学院生は四〇〇〇円とする。」

◇1994年度以前の会費についても、未納の会員は是非ともご協力ください。

◇1991年度以前から会費を滞納している会員に対して、次号の『村研ジャーナル』(No. 3 1995年9月発行予定)を発送することについては、理事会の検討を待ちたいと思います。

学会会則は次のとおりです。「第六条 会員は所定の会費を納める。継続して三年間会費を滞納したときは、原則として会員の資格を失う。」

該当者が17名います。このため年2回発行の『村研ジャーナル』(一冊1,200円)を送付しますと、1年間で4万円ほどを学会で負担しなければなりません。滞納会員に『村研ジャーナル』を今後とも発送すべきかどうかについては、次の第3回理事会(4月22日)で検討をお願いする予定です。

ちなみに、日本社会学会では、滞納者に対して学会誌は送付しません。ニュースレターは3年間だけ送り、その後は発送停止となります。会計年度は4月～3月です。冬のニュースレターで翌年度の会費を請求し、それを納入した会員のみが学会誌(6月、9月、12月、3月)を受け取れます。

この点で、村研のやり方は変則的です。会則には年度の規定がありませんが、慣例により、秋の総会によって新事務局が発足し、新年度が始まります。しかし、会則によれば、会費は「毎年四月に……納めなければならない」とあります。そのうえ『村研ジャーナル』の発行は3月と9月に予定されています。こうなりますと、秋の総会で新年度が始まり、翌年の3月に『村研ジャーナル』が発送され、そのあとの4月に会費が納入される、という順序になってしまいます。もっとも秋の総会で会費を納入する会員が多いのですが。

いずれにせよ他の学会を参考にして、滞納者への対策を考える必要があります。ご意見がありましたら事務局までお願いします。

◇未納分については、その内訳を同封いたしました。送金には郵便振替用紙をご利用ください。昨年『村研ジャーナル』を発行し、学会の財政に余裕はなく、ご理解をいただければ幸いです。なお、未納分の記載に誤りがありました場合は、事務局までご連絡ください。行き違いの節はご容赦ください。